

# とくしま森林づくり県民会議 令和2年度総会

## 会 次 第

### I 総 会

#### 1 開 会

#### 2 議 事

第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第3号議案 規約の改正について

第4号議案 その他

#### 3 閉 会

# 第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算について

## 1 事業報告

### (1) 全体事業

#### ① 会議の開催

##### ア) 総会

行事名	月日・場所	審議事項及び議決事項
総会	R元. 8. 5 徳島市	第1号議案 平成30年度事業実績及び収支決算について 第2号議案 令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 第3号議案 役員等の改選について 第4号議案 その他

##### イ) 幹事会

	月日・場所	審議事項
第1回	R元. 7. 12 徳島市	第1号議案 総会に付議する議案の審議について 第2号議案 会員の加入について 第3号議案 その他

#### ② 会員の加入及び退会

新たに5企業・団体が加入し、188団体となった。

##### 加 入

###### ○協働の森部会

三木資源株式会社

オーシャントランス株式会社

西日本電信電話株式会社徳島支店

株式会社布川製作所

シミズ精工株式会社

#### ③ 令和元年度とくしま森林づくり交流の集いの開催

令和元年8月5日には、「とくしま森林づくり県民会議令和元年度総会」と「令和元年度とくしま協働の森づくり事業 第1回パートナーシップ協定締結式」、「森林CO<sub>2</sub>吸収量証明書交付式」を交流の集いとして合同開催し、森林づくりの機運の醸成を図った。

#### ④ 「とくしま憩いの森」交流会の実施

県民全体の森林への理解を深め、次代への継承を進めることを目的として、森林に集い、森林を学び、森林を感じるにより県民の心に残る森「とくしま憩いの森」の創設から3年目を迎え、令和元年12月7日に、とくしま憩いの森交流会として、海陽町において「森へ行こう2019 in 海部」を開催した。

⑤ 普及啓発事業

県民会議の活動を広く県民・企業へPRするため、県HPやSNSによる活動報告、「徳島県森林づくりリーダー」の紹介・募集チラシの作成を行った。

---

\*令和元年度とくしま森林づくり交流の集い



\*海陽町 「とくしま憩いの森」交流会（「森へ行こう2019 in海部」内での開催）



## (2) 部会事業

### ① 公有林化推進部会

ア) 関係部局との連携により、約63haの公有林化が進められた。

・那賀町 約63ha

イ) 普及啓発冊子を市町村へ配布し、森林づくりの情報提供を行った。(19市町村)

ウ) 森林環境譲与税を財源とした「新たな森林管理システム」による「森林吸収源対策」の森林整備の推進に合わせ、本部会に「とくしま森林経営管理協議会」を設置し、新たな“森林経営管理”の実践に向けて調査・研修する協議会を開催した。

・第1回協議会 H31.4.17 13:30～ 県庁11F 講堂 85名出席

・第2回協議会 R元.9.25 13:30～ 徳島グランドホテル 77名出席

### ② 協働の森部会

ア) とくしま協働の森づくり事業の新企画となる「FABとくしま」を新たに1箇所で締結し、県下で計4箇所となった。

FAB (Forest Activity Base の略) とは、100ha以上のまとまった森林に、複数の目的別活動エリアを設定した「森林活動拠点」のことであり、協定企業団体等を“ホスト企業”として位置づけ、継続的な森林整備に関わってもらう新たな取り組み。

イ) また、森林の成長に伴うCO<sub>2</sub>吸収量を最大限に高めるこれまでの森林整備(「植える緑化」)に加え、木材の利用(「使う緑化」)によりCO<sub>2</sub>固定を促進する取り組みを追加し、1団体と協定締結。

“企業・団体等”“推進機構”“徳島県”の3者で協定を締結し、寄附金で推進機構が木製品の製作と教育施設等への寄贈を行い、「県産材を使いCO<sub>2</sub>固定へ貢献する」モデル事業として、県が木材のCO<sub>2</sub>固定量を表記した認定書を交付する取り組み。

ウ) 協働による森づくりとして、46企業・団体(うち新規6、継続40)が、約278haの森林を整備する協定を締結し、植樹や間伐作業など森林づくり活動が進められた。

エ) 「森づくりで広がる協働の輪in上勝FAB」「森づくりで広がる協働の輪in美馬FAB」「森づくりで広がる協働の輪in神山FAB」の3箇所で開催された森林づくり活動に協力し、会員企業・団体の交流を促進した。

### ③ 森林づくりサポーター部会

ア) 県民や企業・団体の植樹や間伐作業などの森づくり活動の企画運営や指導を行った。

企業・団体数 11団体 参加者数 延べ211名

イ) 新たな指導者を養成するため、「徳島県森林づくりリーダー養成講座」を実施し、8名を「徳島県森林づくりリーダー」として認定した。

講座期間 9月14日～2月2日(10講座) ステップアップ講座 6回

受講生 16名 うち認定基準(7割受講)を満たした8名を認定 累計98名

※「徳島県森林づくりリーダー養成講座」専用教材となる“リーダー実践Book”を配布。森林づくりを“学び・知り”、“実践”出来る人材養成に向けた、林業版アウトドア教材。

＊「とくしま協働の森づくり事業」地域イベント状況

森づくりで広がる協働の輪 in上勝FAB



森づくりで広がる協働の輪 in美馬FAB



森づくりで広がる協働の輪 in神山FAB



＊令和元年度森林づくりリーダー認定者



森林づくりリーダー活動状況(親子植菌体験会)

## R元 収支決算

収 入 1,995,727 円

支 出 1,777,256 円

差引残額 218,471 円 (次年度繰越金)

## ①収入の部

単位：円

款項	目	予算額	決算額	増減	摘要
負担金	県負担金	844,000	844,000	0	
	市町村負担金	160,000	160,000	0	
	計	1,004,000	1,004,000	0	
諸収入	助成金	750,000	600,000	▲ 150,000	緑と水の森林ファンド
	交付金	600,000	196,000	▲ 404,000	緑の募金交付金
	雑入	3,012	2,739	▲ 273	
	計	1,353,012	798,739	▲ 554,273	
繰越金	繰越金	192,988	192,988	0	
	計	192,988	192,988	0	
計		2,550,000	1,995,727	▲ 554,273	

## ②支出の部

単位：円

款項	目	予算額	決算額	増減	摘要
会議費	会議費	300,000	228,458	▲ 71,542	総会、部会等
	計	300,000	228,458	▲ 71,542	
事業費	普及啓発費	300,000	148,960	▲ 151,040	普及啓発冊子配布等
	顕彰費	0	0	0	森林づくりコンクール表彰等
	事業推進費	1,850,000	1,399,838	▲ 450,162	憩いの森、協働の森 623,402 リーダー講座 776,436
	計	2,150,000	1,548,798	▲ 601,202	
予備費	予備費	100,000	0	▲ 100,000	
	計	100,000	0	▲ 100,000	
計		2,550,000	1,777,256	▲ 772,744	

## 監 査 報 告

神山町役場及び株式会社イルローザにおいて、令和元年度収支決算について関係書類を監査したところ、適正かつ正確に処理できていたことを認めます。

とくしま森林づくり県民会議

令和2年 6月4日

監事 後藤 正和 ①

令和2年 6月5日

監事 岡田 昌夫 ①

## 第2号議案 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

### （1）主要行事

#### ① 令和2年度とくしま森林づくり交流の集いの開催

市町村や林業団体、協働の森づくりパートナーシップ協定に参画する企業・団体等、県民会議を組織する会員・関係者が一同に会し、新たな協定の締結式、森林CO<sub>2</sub>吸収量及び固定量の証明書交付式などを通じて会員間の交流を行い、森林づくりに対する機運の醸成を図る。

#### ② 森林づくり活動の普及

“とくしま協働の森づくり事業”交流イベントや森林づくりリーダーによる植樹活動等、また、「木づかいフェア」への共催・連携による木育などの体験を通じた森林環境教育を推進するとともに、県民会議の活動の周知や森林づくり活動への県民の理解を進める。

また、より継続的かつ持続可能な森林整備を実現するため、昨年新たな取り組みで増えた企業等による参画方法の選択肢を、適正に普及啓発することで、事業間のマッチングのみならず、今後は団体・企業間の連携へと繋がる各種活動に努める。

#### ③ 「とくしま憩いの森」の活用、及び広報

平成30年度までに指定した「とくしま憩いの森林」を活用した“森林づくりイベント”の開催や、強化期間等による広報活動を実施し、森林づくりに対する県民参加への更なる意識高揚を図る。

#### ④ 情報発信の強化

県民の森林に対する理解を深め、森林づくり活動への参加を促進するため、県内の学校関係、企業・団体等と連携し、引き続き、県のHPやSNS等により、森林や森づくりに関する各種イベントや募集情報の発信を行う。

### （2）部会事業

#### ① 公有林化推進部会

ア) 公有林化を推進するとともに、市町村での各種課題や公有林の管理・活用などの方法について、及び新たな“森林経営管理”の実践に向けた、調査・研究を行う。

イ) 普及啓発冊子を配布し（19市町村）、森林づくりの情報提供を行う。

#### ② 協働の森部会

新たな取り組み（FAB、木製品CO<sub>2</sub>固定モデル）の広報を行うとともに、“とくしま協働の森づくり事業”や“県民会議の活動”をPRし、参加企業・団体の拡大や森林づくりの普及啓発に努める。

#### ③ 森林づくりサポーター部会

ア) 県民や企業・団体による植栽や間伐作業などの森林づくり活動の企画運営や、森林環境教育の指導を通じ、森林・林業に対する理解を深める。

イ) 新たな主たる指導者を養成するため、引き続き「徳島県森林づくりリーダー養成講座」を開講するとともに、既森林づくりリーダー認定者に対し、更なるスキルアップを図るため、ステップアップ講座を実施する。

また、基礎的知識や応用知識など、対象者に合わせたカリキュラムや教材内容を検討し、各種森林づくりサポーター人材の養成方法を高める。



## R2 収支予算（案）

## ①収入の部

単位：円

款項	目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
負担金	県負担金	844,000	844,000	0	
	市町村負担金	160,000	160,000	0	
	計	1,004,000	1,004,000	0	
諸収入	助成金	600,000	750,000	▲ 150,000	緑と水の森林ファンド
	交付金	300,000	600,000	▲ 300,000	緑の募金交付金
	雑入	2,529	3,012	▲ 483	預金利息等
	計	902,529	1,353,012	▲ 450,483	
繰越金	繰越金	218,471	192,988	25,483	
	計	218,471	192,988	25,483	
計		2,125,000	2,550,000	▲ 425,000	

## ②支出の部

単位：円

款項	目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
会議費	会議費	100,000	300,000	▲ 200,000	総会、幹事会、部会
	計	100,000	300,000	▲ 200,000	
事業費	普及啓発費	300,000	300,000	0	各種パンフレット、パネル作成 普及啓発冊子作成
	顕彰費	0	0	0	
	事業推進費	1,625,000	1,850,000	▲ 225,000	憩いの森・協働の森 775,000 リーダー養成講座 800,000 森林教室等 50,000
	計	1,925,000	2,150,000	▲ 225,000	
予備費	予備費	100,000	100,000	0	
	計	100,000	100,000	0	
計		2,125,000	2,550,000	▲ 425,000	

\*とくしま森林づくり県民会議会計規程第2条の2により、予算は流用できるものとする。

### 第3号議案 規約の改正について

第20条（事務局）

（改正前）

林業戦略課

（改正後）

スマート林業課

### 第4号議案 その他

# とくしま森林づくり県民会議役員・部会長・副部会長名簿

(役員) 任期: 令和元年度総会終了時から令和3年度総会まで

現行		摘要	部会
会長	飯泉 嘉門	徳島県知事	—
副会長	坂口 博文	那賀町長 (徳島県市町村林野振興対策協議会会長)	公有林化 推 進
副会長	荒井 義之	東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	協働の森
副会長	杉本 直樹	徳島県森林組合連合会 代表理事会長	森林づくり サポーター
監事	後藤 正和	神山町長	公有林化 推 進
監事	岡田 昌夫	株式会社イルローザ 代表取締役会長	協働の森

## (部 会)

現行		摘要	部会
部会長	坂口 博文	那賀町長	公有林化 推 進
部会長	荒井 義之	東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	協働の森
部会長	杉本 直樹	徳島県森林組合連合会 代表理事会長	森林づくり サポーター
副部会長	藤田 元治	美馬市長	公有林化 推 進
副部会長	伊澤 征大	アサヒビール株式会社 徳島支社長	協働の森
副部会長	関 純子	NPO法人徳島県森の案内人ネットワー ク 会長	森林づくり サポーター

\* 副会長は各部会長を兼ねる。

「とくしま森林づくり県民会議」 会員名簿

188団体

R2.7.1 現在

○公有林化推進部会

会 員 名
徳島市
鳴門市
小松島市
阿南市
吉野川市
阿波市
美馬市
三好市
勝浦町
上勝町
佐那河内村
石井町
神山町
那賀町
牟岐町
美波町
海陽町
松茂町
北島町
藍住町
板野町
上板町
つるぎ町
東みよし町
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 徳島水源林整備事務所
日亜化学工業株式会社
徳島県企業局

○森林づくりサポーター部会

会 員 名
徳島県林業研究グループ連絡協議会
NPO法人徳島県森の案内人ネットワーク
一般社団法人かみかつ里山倶楽部
徳島県森林づくりリーダーの会
徳島すぎクラブネクスト
徳島県森林組合連合会
徳島中央森林組合
徳島北部森林組合
木頭森林組合
阿南市森林組合
日和佐森林組合
海部森林組合
美馬森林組合
三好東部森林組合
三好西部森林組合
緑の少年団徳島県連盟
徳島県農政クラブ
徳島県教育委員会

徳島県
公益社団法人徳島森林づくり推進機構

「とくしま森林づくり県民会議」 会員名簿

○協働の森部会

会 員 名
アース環境サービス株式会社
アール・エスホーム株式会社
赤松化成工業株式会社
アサヒビール株式会社徳島支社
東海運株式会社
阿南農業協同組合
アルボ木材工業株式会社
株式会社アルボレックス
株式会社阿波銀行
阿波郡東部農業協同組合
阿波町農業協同組合
阿波みよし農業協同組合
株式会社いさわ
石井養鶏農業協同組合
板野郡農業協同組合
市場町農業協同組合
株式会社伊藤園徳島支店
株式会社イルローザ
エヌ・アンド・イー株式会社
株式会社愛媛銀行
麻植郡農業協同組合
オーシャントランス株式会社
大久保産業株式会社
大倉工業株式会社
大塚化学株式会社
大塚食品株式会社
大塚製菓株式会社
株式会社大塚製菓工場
大塚倉庫株式会社
大塚テクノ株式会社
大塚包装工業株式会社
大津松茂農業協同組合
岡元木材株式会社
株式会社小川生薬
オンダン農業協同組合
かいふ農業協同組合
かねこみそ株式会社
神山椎茸生産販売協同組合
鴨島ロータリークラブ
医療法人川島会
喜多機械産業株式会社
共栄火災海上保険株式会社
株式会社ケージェーケー
御所ロータリークラブ
貞光食糧工業株式会社
サンスター株式会社徳島工場

会 員 名
株式会社ジェイテクト徳島工場
四国化工機株式会社
四国建設コンサルタント株式会社
四国トーセロ株式会社
シミズ精工株式会社
株式会社スタッフクリエイト
住友林業フォレストサービス株式会社四国事業部
一般社団法人全国道路標識・標示業四国協会徳島県支部
全日本空輸株式会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社徳島支店
株式会社大産工務店
大鵬薬品工業株式会社徳島工場
タイヨウ鉄工建設株式会社徳島工場
大利木材株式会社
ダイワロイヤル株式会社ダイワロイネットホテル徳島駅前
株式会社高橋ふとん店
多田工業株式会社
帝國製菓株式会社
株式会社テレコメディア
電源開発株式会社橋湾火力発電所
東亜合成株式会社徳島工場
東京海上日動火災保険株式会社徳島支店
東光株式会社
株式会社ときわ
徳島北農業協同組合
株式会社徳島大正銀行
徳島空港ビル株式会社
一般社団法人徳島県エルビーガス協会
一般社団法人徳島県木の家づくり協会
徳島県漁業協同組合連合会
公益社団法人徳島県労働者福祉協議会
徳島県建設業協会那賀支部
徳島県建設業協会三好支部
公益社団法人徳島県建築士会
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
徳島県信用農業協同組合連合会
一般社団法人徳島県森林協会
徳島県中小企業家同友会
一般社団法人徳島県トラック協会
徳島県農業協同組合中央会
一般社団法人徳島県猟友会
徳島合同証券株式会社
徳島市農業協同組合
徳島青果株式会社
生活協同組合とくしま生協
徳島製材団地協同組合

※50音順

「とくしま森林づくり県民会議」 会員名簿

○協働の森部会

会 員 名
徳島トヨペット株式会社
徳島西ロータリークラブ
株式会社徳島農林水産PFIサービス
徳島ペプシコーラ販売株式会社
徳島ロータリークラブ
株式会社徳松
ナカガワ・アド株式会社
那賀川工業用水利水者協議会
中干木材有限会社
西徳木材株式会社
西日本電信電話株式会社徳島支店
西松建設株式会社
ニタコンサルタント株式会社
株式会社日産サティオ徳島
株式会社日新
日本ハム株式会社 社会・環境室 日本ハムファクトリー株式会社徳島工場
日本たばこ産業株式会社
日本フネン株式会社
ニホンフラッシュ株式会社
農林中央金庫高松支店
株式会社秦商事
株式会社はなおか
株式会社花由
東とくしま農業協同組合
株式会社ビッグウィル
株式会社ビューティドクターセルムス
株式会社フォレストバンク
フォレストワーク協同組合
株式会社布川製作所
株式会社フジタ建設コンサルタント
文化シャッター株式会社
株式会社松本コンサルタント
株式会社丸本
三木資源株式会社
港産業株式会社
南つるぎ地域活性化協議会
美馬農業協同組合
名西郡農業協同組合
森田緑化株式会社
山口製材株式会社
山田機械株式会社
社会福祉法人悠林舎
株式会社ヨコタコーポレーション
吉野川北岸土地改良区
株式会社四電工

会 員 名
リカオー株式会社
株式会社リブドゥコーポレーション

※50音順

○学識経験者

会 員 名
河口 洋一(徳島県森林CO2吸収量認定委員)
飯山 直樹(徳島県森林CO2吸収量認定委員)

27

20

139

2

188

# とくしま森林づくり県民会議規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、とくしま森林づくり県民会議（以下「県民会議。」）と称する。

### (目的)

第2条 県民会議は、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の理念を踏まえ、「森林の持つ多面的機能の高度発揮」及び「県民等との協働による、潤いと安らぎのある農山漁村の保全」や「徳島県の豊かな森林」を次世代に引き継ぐため、県民、企業、行政の各主体が連携の下、役割に応じて主体的に森林づくり活動を実践できるよう調査研究や普及啓発等に取り組み、「拳県一致」の森林づくりの推進を行うことを目的とする。

## 第2章 県民会議が行う事業

### (事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 公有林化の推進に関する事業
- (2) 企業などの参画による森林づくりに関する事業
- (3) 森林づくりサポーターに関する事業
- (4) その他県民会議の目的を達成するため必要な事業

## 第3章 会員

### (会員)

第4条 県民会議の会員は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 森林づくり協力団体・企業、行政機関
- (2) 学識経験者

### (責務)

第5条 会員は、それぞれの役割に応じて、県民会議の行う事業に積極的に協力する。

## 第4章 役員

### (役員)

第6条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 監事2名

### (役員を選出)

第7条 役員は、総会において選任する。

2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。その場合は、その選任については、前項の規定を準用する。

3 副会長は第18条に規定する各部会長を兼ねる。

### (役員職務)

第8条 役員は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、県民会議の会計を監査し、監査結果をとりまとめ、これに意見を付して総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けたことにより、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

## 第5章 会 議

(総会の構成及び招集)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回会長が招集する。また、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 3 会長は会議の議長となり、議事を総理する。
- 4 会長は、必要と認める場合は、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総会の招集方法)

第12条 総会の招集は、開催日の2週間前に、日時、場所、及び会議に付議すべき事項を書面をもって会員に通知する。

(総会の定足数)

第13条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第14条 総会における議決は、この規約に別に定めるもののほか、総会の議事は出席した会員の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(書面議決及び委任)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議に付議すべき事項について、書面をもって議決するか、または代理人に議決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第13条の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第16条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 県民会議の規約に関すること  
但し、第4条に定める会員に関するものを除く
- (2) 役員を選任に関すること
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること



- (4) 県民会議の予算及び決算に関すること
  - (5) その他、県民会議の運営に関する重要な事項に関すること
- (幹事会)

第17条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事は、各部長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長1名及び副幹事長1名を置き、それぞれ幹事の互選による。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となり、議事を総理する。
- 7 幹事がやむを得ない事由により幹事会に出席することができないときは、幹事長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 8 幹事会は、次の事項を実施する。
  - (1) 第4条に定める会員の変更の議決に関すること
  - (2) 事業計画等総会に付議すべき事項の審議に関すること
  - (3) 総会の議決に従って事業を実施すること
  - (4) その他、幹事会が必要と認めた事項に関すること
- 9 幹事長は、必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部 会)

第18条 県民会議の事業を円滑に推進するため、次の部会を置く。

- (1) 公有林化推進部会
  - (2) 協働の森部会
  - (3) 森林づくりサポーター部会。
- 2 部会には、部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ置く。
  - 3 部会の組織及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

## 第6章 雑 則

(事業年度)

第19条 県民会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第20条 県民会議の事務を処理するため、徳島県農林水産部スマート林業課に事務局を置く。

- 2 事務局に関する事項は、会長が別に定める。

(補 則)

第21条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、平成23年8月5日から施行する。
- 2 この規約は、平成24年7月31日から施行する。
- 3 この規約は、平成27年7月13日から施行する。
- 4 この規約は、令和2年 月 日から施行する。



